

豊見城市一般廃棄物収集運搬業者 募集要項

- 1 業務内容 一般廃棄物収集運搬業
(※収集運搬できる一般廃棄物を限定しています)
- 2 種類 収集できる一般廃棄物の種類 (①～③のいずれか)
 - ①「一時多量ごみ」(引っ越しごみ等(草木含))
 - ②「特定家庭用機器」(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等)
 - ③「一時多量ごみ」及び「特定家庭用機器」
- 3 許可期間 許可日より2年間
- 4 資格 豊見城市一般廃棄物処理業等の許可に関する業者の選定要綱第2条
 - ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に定める者。
 - ②豊見城市に3年以上住所を有し、引き続き住所を有する者。
(法人にあっては、代表者又は事業所が3年以上市内に住所を有する者)
 - ③心身ともに健康である者。
 - ④普通運転免許を有している者。
 - ⑤収集運搬車両の名義が申請者と一致し、申請者自ら業務を実施すること。
 - ⑥許可車両は、各許可業者1台とし、衛生機材が整備されていること。
 - ⑦その他市長が特に必要と認める要件を満たすこと。
- 5 選定方法 廃棄物処理法第7条第5項第4号の欠格条件に該当せず、且つ、市要綱第2条の資格要件に該当するのであれば、許可を与えるものとします。
- 6 募集枠 若干名
- 7 募集期間 随時
- 8 提出書類 別添のとおり